

## 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

### 対象者



#### 次のすべてに当てはまる、すべての業種の事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ・最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比<sup>※</sup>5%以上減少している
- ・労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている。

※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。

### 内容



#### 助成対象

- ・事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など

※雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」で助成されます。

#### 申請期限

- ・支給対象となる期間の最終日の翌日から2か月以内

### 助成額

※令和4年3月～9月の休業の場合



平均賃金額と休業手当の支払率をかけた額に、助成率をかけた額です。特例措置の拡充として、①②のどちらかが実施した休業は、以下のとおり1人1日あたりの上限額と助成率を引き上げています。

- ①緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象区域の都道府県知事の実務要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主
- ②売り上げ等が最近3か月の月平均値で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少している事業主(令和4年4月以降は毎月業況を確認)

		1人1日あたり 上限額	解雇等がある場合 の助成率	解雇等がない場合 の助成率
中小企業	下記以外	9,000円	4/5	9/10
	特例①②	15,000円	4/5	10/10
大企業	下記以外	9,000円	2/3	3/4
	特例①②	15,000円	4/5	10/10

<注意点> 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、助成率、上限額等が変更されることがありますので、詳しくは下記申請先へお問い合わせください。